

令和7年度富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分）交付要綱

（趣旨）

第1条 原油価格等の影響を受ける県内障害福祉サービス事業所等に対し、光熱費や食材料費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分）（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等」（以下「事業所等」という。）とは、別表に掲げるサービス等を行う事業所等をいう。

2 この要綱において、「定員」とは、令和7年7月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数をいう。

（交付の対象）

第3条 令和7年7月1日時点において富山県内に所在し、申請日時点において稼働している事業所等を運営する者（県又は市町村を除く。）を交付の対象とする。

（交付対象事業所等）

第4条 交付の対象となる事業所等、要件及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

（同意事項）

第5条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- （1）交付対象事業所等の要件を満たしていること
- （2）交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- （3）補助金の申請は、1施設につき1回限りとすること
- （4）富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有して

おらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（障害分）交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、知事が必要と認める書類を添えて、令和7年9月1日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、富山県光熱費等高騰対策緊急支援金事業費補助金（障害分）交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）をもって、申請者にその旨を通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度

の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

（1）入所系、通所系

区分	対象事業所等	交付額
入所系	短期入所（空床型除く）、障害者支援施設、共同生活援助（介護・外部・日中）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護	定員1名あたり4,100円
通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型含む））、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援	① 利用者への食事提供なし 定員1名あたり 900円 ② 利用者への食事提供あり 定員1名あたり 1,300円

※障害者総合支援法に基づく共生型の指定を受けている事業所等のうち、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護分）の交付対象となる事業所等については介護分に申請すること。

※障害者総合支援法に基づく医療型障害児入所施設、療養介護の指定を受けている事業所等のうち、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）の交付対象となる事業所等については医療分に申請すること。

※複数のサービスを合わせて定員を定めている場合には、指定上、各々に定員が定められていたとしても、複数のサービスを合わせた定員を本補助金上の定員とする。

（2）訪問系

区分	対象事業所等	交付額
訪問系	就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	1施設あたり6,500円

※上記のいずれかの指定を受けている事業所は、サービス数にかかわらず1施設として扱う。